

## 今治市幼児2人同乗用自転車貸出事業実施要綱

令和6年6月1日制定

今治市サイクルシティ推進協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼児2人同乗用自転車（以下「自転車」という。）を幼児を養育する世帯に貸し出すことにより、子育て支援及び自転車の活用推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 自転車の貸出対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、今治市サイクルシティ推進協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもを2人以上養育していること。
- (3) 年齢が満16歳以上であること。
- (4) 自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持できること。

(貸出期間)

第3条 自転車の貸出期間は、自転車の引き渡しの日から当該引き渡し日の属する年度の末日までとする。

(貸出台数)

第4条 貸し出しする自転車の台数は、1世帯につき1台までとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(手続等)

第5条 自転車の貸し出しを受けようとする者は、幼児2人同乗用自転車貸出申込書（別記様式第1号）により、会長へ申し込まなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申込みがあった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、自転車の貸出決定を行うものとする。この場合において、申込書を提出した者の数が自転車を貸し出しすることができる者の総数を超えるときは、抽選により貸し出しの可否を決定するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により貸し出しの可否を決定した場合は、速やかにその決定内容を幼児2人同乗用自転車貸出承認・不承認通知書（別記様式第2号。以下「通知書」という。）により申込者に通知するものとする。
- 4 貸出期間終了前に自転車の返却があった場合は、第2項の抽選で次点になった者から順に貸出承認を決定するものとする。
- 5 第3項の承認通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、幼児2人同乗用自転車借受書（別記様式第3号）を会長に提出し、借り受けるものとする。
- 6 使用者は、貸出期間内において自転車の使用を中止し、会長に返却する場合は、毎月25日（25日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その前日）までに会長に届け出なければならない。

(貸出し及び返却の方法)

第6条 自転車の貸し出しは、使用者に、会長の指定する場所で直接引き渡すものとする。

2 自転車の返却は、使用者が会長の指定する場所へ直接返却するものとする。なお、自転車は、通常の使用による摩耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理等を使用者の負担により施し、引き渡しを受けたときに確認した状態で返却するものとする。

(貸出料金)

第7条 自転車の貸出料金は、無料とする。

(貸出しの取消し)

第8条 会長は、次に掲げる場合は、貸し出しの承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 使用者が第2条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により貸出しの承認を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により、自転車の貸出しができなくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が特に必要があると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により、貸し出しの承認を取り消した場合は、幼児2人同乗用自転車貸出承認取消通知書(別記様式第4号)により使用者に通知するものとする。

(返却義務)

第9条 使用者は、次に掲げる場合は、自転車を返却しなければならない。

- (1) 貸出期間が終了したとき。
- (2) 市外へ転出するとき。
- (3) 貸出期間中において自転車を利用する必要がなくなったとき。
- (4) 前条の規定により会長が貸し出しの取消しをしたとき。

(貸出中の管理責任)

第10条 使用者は、貸出期間中の自転車の保管について、善良な管理者の注意義務を以て管理しなければならない。

2 使用者は、貸し出しする自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書を交付してもらうこと。
- (2) 直ちに被害状況を会長に報告し、会長の指示に従うこと。
- (3) 盗難その他の被害に関し、会長が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 自転車に乗る保護者及び幼児は、自転車乗車時に次のいずれかが表示されている自転車用ヘルメットを着用すること。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークのうち、自転車用ヘルメ

ットの安全基準（EN1078）を満たすもの。

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

カ その他アからオまでに相当する安全基準に適合することを認証したマーク

- (3) 当該自転車の取扱説明書に基づき適切に保守及び管理を行うこと。
- (4) 当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。
- (5) 当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 当該自転車に改造を行わないこと。

(事故と損害賠償)

第 12 条 使用者は、貸出期間内に、当該自転車に係る事故が発生しときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置を取るとともに、速やかに会長に報告し、会長の指示に従わなければならない。

2 自転車の利用に伴い、使用者の責めに帰すべき事由による事故によって生じた損害等について、使用者がこれを賠償しなければならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

幼児 2 人同乗用自転車貸出申込書

年 月 日

（宛先）今治市サイクルシティ推進協議会会長

申込者 〒

住 所

氏 名

電 話（ ） -

今治市幼児 2 人同乗用自転車貸出事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により自転車の貸出しを申し込みます。なお、自転車の使用に際しては同要綱第 10 条に規定する事項を遵守します。

(ふりがな) 使 用 者		生 年 月 日	年 月 日
自転車保管場所	・ 同上 ・ その他（今治市 ）		
乳 幼 児 氏 名 ・ 生 年 月 日 (同乗者)			年 月 日生
乳 幼 児 氏 名 ・ 生 年 月 日 (同乗者)			年 月 日生
備 考			

別記様式第2号（第5条関係）

今サ協第 号  
年 月 日

幼児2人同乗用自転車貸出承認・不承認通知書

住所  
氏名 様

今治市サイクルシティ推進協議会  
会長 印

年 月 日付で申込みのあった幼児2人同乗用自転車貸出申込書について、今治市幼児2人同乗用自転車貸出事業実施要綱第5条の規定により（承認・不承認）することに決定しましたので通知します。

別記様式第3号（第5条関係）

幼児2人同乗用自転車借受書

（宛先）今治市サイクルシティ推進協議会会長

借受者 氏名  
住所  
氏名  
電話

今治市幼児2人同乗用自転車貸出事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり自転車を借り受けます。

記

1 自転車 No.

2 借受期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 誓約

今治市幼児2人同乗用自転車貸出要綱第11条に掲げる遵守事項を守ることを誓います。

署名 \_\_\_\_\_

別記様式第4号（第8条関係）

今サ協第 号  
年 月 日

幼児2人同乗用自転車貸出承認取消通知書

住所

氏名

様

今治市サイクルシティ推進協議会

会長

印

今サ協 号で通知した幼児2人同乗用自転車貸出承認について、今治市幼児2人同乗用自転車貸出事業実施要綱第8条の規定により承認を取消すことに決定しましたので通知します。